|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （１）公共施設の適正利用の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。  〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 | | | |
| （1）事業実績 | 〇施設の適正な利用の確保という観点から、支障物件の撤去指導、退去指導を実施。  〇公園施設のホームレス人数  　　　　　令和元年度　20人  　　　　　令和２年度　21人  　　　　　令和３年度 15人  　　　　　令和４年度　17人  〇公園施設管理者による法令の規定に基づく監督処分に至った事例はなかった。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○パトロールの実施や撤去指導等の結果、公園施設におけるホームレスは令和元年度20人から令和４年度17人に減少した。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○野宿期間が長期化したホームレスへの対応。  ○退去指導及び不法占有物件の撤去指導に応じない者への対応。  ○退去後ホームレスが他の公共施設へ移動する問題。  〇福祉的フォローを受けていても、動物の飼育可能な借家がなかなか見つからないなど、ホームレスが期待する脱却後の居宅生活の条件が合わず、交渉が難航するケースがある。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○パトロールの実施等により、ホームレス数の減少に一定の効果を挙げている。引き続き巡回相談指導事業など関係機関と連携、協力し、粘り強く対応していく。 | | | |
| 担当部室課 | 都市整備部公園課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （１）公共施設の適正利用の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。  〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 | | | |
| （1）事業実績 | ○施設の適正な利用の確保という観点から、支障物件の撤去指導、退去指導を実施。  ○河川施設のホームレス人数  　　　　　　令和元年度　　20人  　　　　　　令和２年度　　16人  　　　　　　令和３年度　　17人  　　　　　　令和４年度　　19人 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○パトロールの実施や撤去指導等の結果、河川施設におけるホームレス人数は令和２年度まで減少傾向にあったが、近年は微増している。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○退去指導及び不法占拠物件の撤去指導に応じないものへの対応 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○パトロールの実施等により、ホームレス数の減少に一定の効果を挙げている。引き続き関係機関と連携、協力し対応していく。また、ケースによっては各市町村の福祉部局への福祉施策の条件緩和など柔軟な対応を依頼していく。 | | | |
| 担当部室課 | 都市整備部河川室河川環境課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （１）公共施設の適正利用の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。  〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 | | | |
| （1）事業実績 | 施設管理者として施設の適正な利用の確保という観点から、支障物件の撤去指導、退去指導を行うとともに、巡回相談指導事業との合同巡視を実施。  ○都市整備部所管施設のホームレス人数  令和　元年度………７人  令和 2年度………３人  令和 3年度………３人  令和 4年度………２人 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  〇パトロールの実施や撤去指導等の結果、道路施設におけるホームレス人数が令和元年度に比べ５人減少している。 | | | |
| （3）課題・問題点 | 〇ホームレスと接触できたとしてもコミュニケーションが取れない場合もあり、法令等に基づく施設管理上の指導等が円滑に進まないことがある（長期滞留や公共施設を点々と移動する者もいる）。  〇ホームレスが滞留することにより、近隣住民等から施設管理者に対して、対応するように要望されることがある。  〇不法占用物件をホームレス自身が撤去することが少なく、撤去の作業や費用が施設管理者の負担となる（すみやかに撤去しなければ新たなホームレスが起居したり、放火等の事故につながったりする原因となる）。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○パトロール等の実施によりホームレス数の減少に一定の効果を挙げていることから、適正な施設管理を行うために、引き続き市町村の関係部局と連携して指導等を進めていく。 | | | |
| 担当部室課 | 都市整備部道路室道路環境課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （１）公共施設の適正利用の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。  〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 | | | |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業及び社会福祉法人等関係機関への情報共有を行い、ホームレスの自立に向けた指導・支援に関する取組みを実施した。  〇施設管理者による法令の規定に基づく監督処分に至った事例、実績なし。  ○港湾施設等のホームレス人数（主に埠頭緑地（阪南地区））(各年4月1日現在）  年度 H30 R1 R2 R3 R4 R5  人数 14人 ７人 ５人　 ４人　 ４人　 ２人  ○１名が生活保護を受け社会生活に復帰するなど、港湾施設等から退去した。  〇１名が自主退去した。(現在の居所不明) | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  〇港湾局及び巡回相談指導員の巡回により、健康状態の変化の早期発見により、医療機関との連携がスムーズにでき必要な治療を受けた後、生活保護の適用を受けることができた人が数名おり、巡回相談指導事業、関係機関による説得や支援により、公共施設の適正利用が困難となるような事案については、一定解消できている。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○野宿期間が長期化し、社会生活への復帰を望まない、または、就労意欲が乏しいホームレスについては、自立支援機関による指導も困難であり、対応に苦慮するケースが多い。  〇野宿可能箇所を減らすためには、死角となる箇所への侵入防止柵や照明灯の設置、また寝床となりえる放置自動車の早期撤去などの環境整備が有効である。また、早期発見に向けては巡視の強化が重要であり、これに要する人員・予算の確保が不可欠である。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、巡回相談指導事業及び関係市と連携・協力し、ホームレスの港湾施設・海岸からの退去及び社会生活復帰を指導するとともに、港湾施設・海岸の適正な利用の確保に必要な処置に努める。  ○粘り強く退去指導を行うとともに、緊急性の度合いにより監督処分等の措置を講じる。 | | | |
| 担当部室課 | 大阪港湾局 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （１）公共施設の適正利用の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。  〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 | | | |
| （1）事業実績 | ○漁港内の日々の巡視を非常勤嘱託員やシルバー人材センター等への委託職員により実施する。  ○退去後のホームレスの再流入につながらないよう、不法投棄の摘発・除去を実施した。また、岸壁に車両の進入を防ぐ侵入防止ネットを取り付けた。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○令和元年度～令和５年度の管内ホームレスは0名。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○今後も継続して適正管理に努める。 | | | |
| 担当部室課 | 環境農林水産部水産課 | | | |